

賛助会員募集要項

●目的

第1条

この要項は、特定非営利活動法人しずおか出会いサポートセンター（以下「センター」という。）が推進する事業の趣旨に賛同し、センターの運営を支援していただける賛助会員を広く募集するために必要な事項を定めることを目的とする。

●賛助会員の区分等

第2条

賛助会員は、通常賛助会員、特別賛助会員に区分する。

(1) 賛助会員は、センターが推進する事業の用途に供することを目的として、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ下記に掲げる会費の額に当該会員が希望する口数を乗じて得た額を納付するものとする。

区 分	会 費
賛助会員	年会費30,000円（1口）以上
特別賛助会員	5口以上

(2) 前項に規定する会費の有効期限は、原則として1年間とする。

(3) センターは、次の各号のいずれかに該当する者から賛助会員への申込みがあったときは、これを拒否することができる。また、賛助会員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退会させることができる。

1. 法令、条例、規則等に違反した者
2. 行政機関の指名停止措置等を受けている者
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又は風俗営業に類似した業種を行う者
4. 消費者金融を営む者
5. 賭博・ギャンブルに関する営業を行う者
6. 法令に定めのない医療に類似する行為を行う者
7. その他、会員として適当でないと認められる者

●賛助会員の特典

第3条

賛助会員は、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

1. 少子化対策（未婚化・晩婚化対策）に積極的に社会貢献をしている企業として広く周知すること。

2. センターのホームページに企業名を掲示し、又は当該会員のホームページにセンターのホームページへのリンクを貼ること。
3. センターのポスター又は婚活パーティー等のチラシに社名又は商標を掲載すること。
4. 登録会員が会員カードを提示することで受けられる賛助会員提供のサービスをセンターのホームページに掲示すること。
5. 当該会員が雇用する者を対象とした婚活パーティー等をセンターと共催できること。
6. 当該会員は、センターの活動趣旨に関連し適当と認めれるとき、イベントを共催できること。
7. 第3条第2号に定めるバナー広告の掲示については、別に定める。

●賛助会員の申込方法等

第4条

賛助会員になろうとする者は、「特定非営利活動法人しずおか出会いサポートセンター賛助会員申込書」(別紙)を、センターに提出するものとする。

●賛助会費の支払方法

第5条

賛助会費の支払いは、センター指定の銀行口座へ振り込むものとする。
なお、賛助会員申込書並びに会費納入をもって登録とする。

●賛助会員の退会

第6条

賛助会員を退会する場合は、センターに退会届(別紙)を提出するものとする。

●賛助会費の返還

第7条

賛助会員が年度途中で退会した場合は、賛助会費を返還しないものとする。

●その他

第8条

この要項に定めるもののほか、必要な事項はセンターが定める。

付 則

●施行期日

1. この要項は、平成27年7月1日から施行する。